

農業資材審議会
第17回種苗分科会

農林水産省食料産業局

農業資材審議会
第17回種苗分科会
議事次第

日時：平成29年12月15日（金）

13：55～15：32

場所：農林水産省第3特別会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事
 - (1) 「重要な形質」の指定について（諮問）
 - (2) 農業者の自家増殖について（報告）
4. 閉 会

午後 1時55分開会

○中山室長 それでは、予定の時間より多少早いですが、皆さんお揃いになりましたので、只今より農業資材審議会種苗分科会を開会させていただきます。

私は、知的財産課種苗室長の中山でございます。

委員、専門委員におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りましてありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

それでは、開会に当たりまして、農林水産省を代表いたしまして食料産業局審議官の丸山より御挨拶を申し上げます。

○丸山審議官 食料産業局審議官の丸山でございます。本日はお忙しい中、委員の皆様方御出席いただきましてまことにありがとうございます。

農業資材審議会第17回種苗分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

御出席の委員の皆様方におかれましては、平素より農林水産行政について御指導を賜り、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

皆様、御案内のとおり先の通常国会におきまして、「農業競争力強化支援法」が成立いたしました。「農業競争力強化支援法」におきましては、国は民間事業者が行う種苗の生産供給を促進いたしますとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することとされているところでございます。

また、事業参入の促進が特に必要な事業分野としまして、種苗の生産卸売事業が定められております。これまで稲や麦につきましては国や都道府県が主体となって種苗の開発、供給が行われてまいりましたが、今後は野菜や花きのように民間の活力が期待されております。

我が国の農産物の優れた品質や多様な特性は、我が国で開発された優良な品種に支えられております。しかしながら、貴重な知的財産である植物の品種につきまして、その保護に無防備であったり、活用に無関心な状態が見受けられます。昨年も新聞などでも報道されましたとおり、ぶどうやいちごの品種の海外流出、無断増殖が問題となっているところでございます。

我が国の品種は海外でも評価が高く、農産物輸出におきましても強みとなっております。

海外展開を行うためには海外で育成者権を取得し、しっかり保護、活用していくことが不可欠となっております。昨年5月に政府が取りまとめた農林水産業の輸出力強化戦略では、輸出環境の整備の一つの柱として、本物を守るため海外での知的財産権取得への支援が盛り込まれております。

また、本年5月に取りまとめられました政府全体の知的財産推進計画2017におきましては、海外への品種登録出願の支援や侵害対策の強化、育成者権の権利範囲の判断基準の明確化等の項目を掲げております。こうした方針を踏まえまして、我が国農産物の輸出力の強化につながる品種に対する海外での品種登録の支援等につきまして、平成30年度も継続的に実施できますように予算要求いたしますとともに、育成者権の権利範囲に関する検討、我が国の品種登録審査結果を海外審査当局に無償提供する体制の整備に取り組んでいるところでございます。

本日は、これまで出願がなかった15種類の新たな植物と審査基準の国際的な調和等を図る9種類の植物の重要な形質の設定、改正につきまして種苗法第2条第7項の規定に基づき、農林水産大臣からの諮問を受けて専門家である委員の皆様方に御審議をいただきます。

また、農業者の自家増殖につきましては、種苗法では育成者権の効力が及ばないとする一方で、省令で例外的に育成者権の効力が及ぶものを定めているところでございます。我が国の許諾契約等の実態を踏まえまして、68種類の植物を追加する省令をこのたび行うこととしておりますので、こちらにつきましてもあわせて御説明させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、どうぞ十分な御審議を賜りますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○中山室長 どうもありがとうございました。

なお、丸山審議官は所用がございまして、ここで退席とさせていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付してございます資料1から4までと、それから参考資料が1から3までございますでしょうか。もし、不足している資料や落丁などがございましたら議事の途中で構いませんので、事務局にお申しつけいただきますようお願いいたします。

それでは、委員、専門委員の方々のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。今回初めて御出席いただく方もいらっしゃいますので、委員の皆様を御紹介申し上げます。

まず初めに、分科会長をお願いしております茶園委員でいらっしゃいます。

- 茶園分科会長 茶園と申します。よろしくお願ひします。
- 中山室長 それから、神田委員でいらっしやいます。
- 神田委員 神田です。よろしくお願ひします。
- 中山室長 田中委員でいらっしやいます。
- 田中委員 田中です。よろしくお願ひします。
- 中山室長 中村委員でいらっしやいます。
- 中村委員 中村です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 中山室長 それから、日影委員でいらっしやいます。
- 日影委員 日影です。どうぞよろしくお願ひします。
- 中山室長 今回から御就任をいただいております彦坂委員でいらっしやいます。
- 彦坂委員 彦坂です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 中山室長 山岸委員でいらっしやいます。
- 山岸委員 山岸です。よろしくお願ひいたします。
- 中山室長 続きまして、専門委員の皆様をご紹介申し上げます。
金澤専門委員でいらっしやいます。
- 金澤専門委員 金澤です。よろしくお願ひします。
- 中山室長 河野専門委員でいらっしやいます。
- 河野専門委員 河野です。どうぞよろしくお願ひします。
- 中山室長 清水専門委員でいらっしやいます。
- 清水専門委員 清水です。よろしくお願ひします。
- 中山室長 今回から御就任をいただいております中山専門委員でいらっしやいます。
- 中山専門委員 中山です。よろしくお願ひいたします。
- 中山室長 福田専門委員でいらっしやいます。
- 福田専門委員 福田でございます。よろしくお願ひします。
- 中山室長 柳下専門委員でいらっしやいます。
- 柳下専門委員 柳下でございます。よろしくお願ひいたします。
- 中山室長 本分科会の委員の定数7名のところ、本日は7名全員に御出席をいただいておりますので、農業資材審議会令第7条第1項の規定によりまして、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

事務局につきましては、私、種苗室長の中山ほか、担当者が出席をさせていただいてお

ります。時間の都合がございますので、紹介は割愛させていただきます。

なお、本日の分科会の議事及び議事録は公開いたしますので、その旨御承知いただきますようによろしくお願いいたします。

これより審議に入りますが、報道関係者によるカメラ撮影は冒頭のみとなっておりますので、もし撮影の方がいらっしゃいましたらここで退場をお願いいたします。

本日、御審議いただく前に前回、昨年12月9日の種苗分科会で新規の植物として重要な形質を新設した11種類の植物を初めとする重要な形質の改正について御審議いただきました。本年3月22日付で告示の改正を行い、同日施行しましたことを御報告いたします。告示が掲載された官報を参考資料1に添付しております。改正後の重要な形質につきましては、広く一般の方にも御覧いただけますよう農林水産省の品種登録ホームページ上で公開しておりますことを、あわせてお知らせしたいと思います。

それでは、これからの議事を進めるに当たりまして、審議会議事規則によりまして、分科会長の茶園委員に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○茶園分科会長 あらためまして茶園です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

農林水産大臣より本審議会に対しまして、資料1のとおり農林水産植物の重要な形質の指定について諮問がございました。本日はこの諮問について御議論いただきます。

まず、資料2につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○中山室長 それでは、私のほうから資料2につきまして御説明いたします。

国内外における品種保護をめぐる現状につきまして、御報告方々、御説明いたします。

まず、2ページ目でございますが、「知的財産推進計画2017」、これは農林水産省だけではなく政府全体のものです。この計画において、農林水産知財対策の推進ということで、大きく4項目ございまして、地理的表示など農業関係知財の有効活用、この中には本日の審議に関係の深い海外での品種登録等についてもございます。

それから、スマート農業の推進のための知財戦略、規格の戦略的な制定・活用等による標準化の推進、研究開発における知財マネジメントの強化、これらの取組を総合的に推進して攻めの農政に貢献していくこととしております。

3ページでございます。

この「知的財産推進計画2017」におきまして、品種保護関係については、育成者権の権利範囲の判断基準の明確化と種苗法と商標法の関係整理、種苗産業の海外展開支援の充実

強化、品種登録審査結果の海外提供の無償化、育成者権の効力拡大といったことを進めることとしておりまして、具体的には次の4ページ以下で御説明いたします。

育成者権の範囲の判定ということで現物主義となっておりますけれども、過去に知財高裁の判例でもございましたが、品種登録のときに品種登録簿に品種の特性を記載してありますけれども、それは登録品種を登録簿上同定識別するためのものであり、それによって権利の範囲を定めるものではない、といった判決が示されております。

すなわち品種登録簿に記載された特性と同一の特性を備えていても、品種登録簿に記載されていない他の特性において異なり、別品種であると判断される場合には登録品種の育成者権を侵害するものではないとなっております。まさに現物で比較するという事になっております。

但し、これは育成者権の保護の実効性の観点からは疑問とする意見も寄せられておりまして、育成者権の範囲のあり方について検討するという事としております。

次に5ページでございます。

品種登録にかかる商標登録の追越問題で、商標法との関係整理ですけれども、商標登録の審査期間は一般的に1年もかからないので、栽培試験、現地調査を行う品種登録に比べると短いので、品種登録を受ける前に第三者によってその品種の名称が商標登録されてしまった結果、品種登録の審査で名称変更を余儀なくされるという問題が生じます。

現状では、品種登録の出願者は出願中の品種名称を保護するために、やむなく品種登録の出願と並行して商標登録の出願を行っていて、品種登録の間近になってその商標登録を取り下げて、その名前を品種名として登録するということが行われています。

次に6ページでございますが、「農業競争力強化支援法」の制度との関係で、「主要農作物種子法」が廃止されました。この法律は、昭和27年の制定以来、主要作物の優良な種子の生産と普及に寄与してきましたが、一方で、全国一律で優良品種の決定、原種・原原種の生産の義務付け等を法制度として措置するまでの必要性は乏しくなくなっていること、それから、都道府県の育種が中心の制度であるために民間事業者が参入しにくいという面があることを踏まえて、廃止されました。今後は新たに制定された「農業競争力強化支援法」を活かして、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関や都道府県が持っています種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供等を促進することとしております。

1枚めくっていただきまして、品種登録の出願件数、登録件数の推移でございます。平

成18、19年頃にピークがありまして、その後はやや減少という形で推移しております。

8ページでございますが、作物分野別の登録割合で草花類と観賞樹を合わせると78%で、4分の3は観賞植物、それ以外は野菜、食用作物、果樹、その他といった構成になっていきます。

9ページでございます。登録者の業種別内訳ですが、半分以上が種苗会社によるものになっておりまして、その次に個人によるものが約3割程度でございます。その後、都道府県等、食品会社等、国等、農協等になってございます。

次の10ページです。登録品種の作物分野別と業種別にどうなっているかということですが、例えば、花きとか観賞樹で登録品種全体の約8割を占めるものですが、これらは種苗会社、個人からの出願が多くなっております。米、麦、大豆等の食用作物につきましては都道府県や国、独立行政法人が多い、野菜については種苗会社と都道府県が多い、果樹については個人と都道府県が多いといった状況になっております。

次に11ページでございます。UPOV加盟国における出願登録の状況です。出願数では日本は世界5位で、EU、中国、アメリカ、ウクライナ、日本という順になっております。日本は、かつてはEU、アメリカに次いで世界第3位でしたが、近年、中国やウクライナが台頭してきたということです。

登録の件数では日本は順位を1つ上げて4位になっております。権利が存続中の登録件数については、日本は世界第3位となっております。

次に12ページです。各国における新品種の登録出願の推移です。EU、アメリカに加え、最近では中国、ウクライナが伸びてきており、各国とも増加傾向で来ています。日本はやや下降傾向になっており、10年前と比べて3割減少しているという状況でございます。

13ページでございます。全体の出願に占める海外からの状況で、ピンク色のラインが出願件数の合計、青色のところは外国品種です。大体3割から4割程度が外国育成の品種となっております。

次の14ページは外国育成品種の出願割合ですが、一番多いのがオランダで35%、次いでドイツが16%、アメリカが13%、イスラエル、英国、デンマーク、フランスがそれぞれ6%といった構成になっております。

次に15ページでございます。品種登録の電子出願申請について、最近の動きを紹介させていただきますと、UPOVによる国際的な電子出願の受け入れが推進されております。こういう状況を踏まえまして、申請者の利便性の向上等を図るための電子申請機能の導入

等、全面的なシステムの見直しを図ることとしており、来年2月から新しいシステムへの運用開始を予定しております。

今まで紙による出願のみだったのですが、パソコンで電子出願し、登録ということが可能になります。出願料、登録料の納付もインターネットバンキングを使い納付が可能になるよう、現在準備を進めております。

16ページでございます。これは来年度の予算概算要求している事業ですが、御紹介させていただきます。

植物品種等海外流出防止総合対策事業で、5億円の要求をしているところでございます。最近、日本の良い品種が海外に不当に持ち出されて、それが無断で増殖されており、日本産品の輸出を脅かすまでになっています。このため海外でも品種登録をして権利を守っていかないといけないということで、海外への出願、登録に要する費用を支援する事業を平成28年度の補正予算から開始しており、引き続き、平成30年度も要求しております。

最後に17ページでございます。

日本の植物品種審査結果の海外への無償提供に関する覚書の締結でございます。海外で日本の品種を登録する場合、それから逆に海外の品種を日本に登録する場合、双方に審査データを交換することによって審査期間の短縮化、コストの縮減、それから出願者の負担軽減ということが図れるということで、現在11カ国との間で覚書を締結しているところでございます。

○茶園分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。何かございますでしょうか。

では、もし何かありましたら、また後ほどお願いするといたしまして、続きまして、資料3につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○沼口総括審査官 それでは、資料3、重要な形質の指定に関する説明資料に従って、御説明いたします。種苗室の沼口です。よろしくお願いたします。

まず、重要な形質についてですが、重要な形質は品種登録の要件である区別性、均一性、安定性の審査に用いる品種登録の適否を判断するための重要な要素ということでございます。重要な形質以外の形質で差異があっても区別性は認められないということでございます。我が国では、UPOVの植物品種保護の指針に基づいて重要な形質を具体化したものを審査基準として使用しております。

以下に、6種類の特性審査に用いる形質に必要な要件として、一定の遺伝子型、またはその組合せの結果発現するもの、ある環境条件のもとで十分な一貫性と再現性があるもの、品種間で区別性を確定できる十分な違いがあるもの、詳細な定義及び認識が可能なもの、均一性の要件を満たすもの、安定性の要件を満たすものといった6つの要件に留意して、重要な形質等を定めているところでございます。

我が国の審査基準とUPOVのテストガイドラインとの関係について図示したものでございます。左上の青い枠の中の黒字で示したものが現在の我が国の審査基準の種類数で、655種類となっております。

右上のUPOV・TGと書かれているところがUPOVのテストガイドラインとして現在定められているものが322種類でございます。中央上の緑色の部分ですけれども、我が国の審査基準とUPOVのテストガイドラインがともに作成済みで調和の可能性のあるものが220種類ということでございます。

黄色枠の部分が、今回の重要な形質について御審議いただく種類で、新規のものとして15種類、UPOVのテストガイドラインの準拠等によって改正するものが4種類です。15種類のうちの2種類は同時にUPOVに準拠したものとなっております。現在、UPOVテストガイドラインと整合済みのものが中央下の緑枠部分の167種類となっておりますが、今回の審議により承認されれば173種類になるという状況でございます。

今回、諮問予定の植物の一覧でございます。新規に出願されて重要な形質を新規に定めるものとして15種類の植物がございます。右側の改正というところですが、既にある審査基準について、UPOVのテストガイドラインに準拠して新たに改正するものが4種類でございます。

審査の運用等の結果によって、実際の審査にこういう形質が必要だということで改正するものが5種類、あわせて合計24種類の植物の重要な形質について御審議いただくということでございます。また、植物区分名を改正するものがございます。

では、これまで出願のなかった新規に出願された植物の品種について、審査の必要上から審査基準を作成するため、重要な形質を新設するものの15種類について、御説明させていただきます。

最初、アルテルナンテラブラジリアナです。この植物は原産地は西インド、ブラジルという地域でございます。用途は鉢物、花壇用ということで、既に類似した植物として同じ属のフコイデスとかポリゲンスについて重要な形質が定まっておりますので、それらを参

考に今回の基準を策定しております。

写真を見ていただければわかると思いますが、色づいた葉が観賞価値があるというところがございますが、同時に小さな花も付いております。あらかじめ委員の方から、この植物の重要な形質について御意見をいただいております。現在、花の形質としては頭花の長さ、頭花の幅、頭花のアントシアニンの着色、頭花の着生時期等、4種類の形質を定めておりますが、それ以外は大半は葉の形質ということで、花の形質についてさらに追加する必要性はないですかという御意見がありました。

また、頭花の色についてですけれども、どの部分の色のことなのでしょう、それとアントシアニンの着色というのがカラーチャートによる調査は必要ではないですかという意見、頭花のアントシアニン着色が部分的にある場合と全体にある場合を区別しなくてもいいのでしょうかという4件の御意見をいただいております。先ほども申し上げましたとおり、カラーリーフの部分の観賞価値が高く、花も同時に見えますが、花自体は小さな花が集まった頭花としてすごく小さなもので、これまで実際に事前に調査した段階ではそれほど多くの品種を扱ったわけではございませんが、現在の形質において品種間の区別は十分できたということで、花の形質については、現時点ではこれぐらいにとどめたいということがございます。

それと花自体、すごく小さいので色の調査というのはなかなか困難であり、実際に色の変異もそれほど大きくないということで、アントシアニンの着色だけで十分カバーできていると判断しております。

現時点では、品種数もそれほど多くないことから、変異についてもこれ以上、今のところ確認できていないところもございます。今後、花の形質の追加について、引き続き検討したいと思っております。

次はアサヒカズラです。原産地はメキシコで、原産地では繁殖力が非常に旺盛で、つる植物としてフェンス、テラス等で用いられているところです。既存のタデ科の植物種類、つる性の植物種類の審査基準等を参考に今回の重要な形質を作成しております。1件、御意見をいただいております。鉢花として利用されているということですが、調査方法、栽培方法について地植え又は鉢植えなどを指示する必要はありませんかという御意見です。鉢花としての利用が今のところ一般的なようですけれども、新規植物ということもあって、今後、どのようなタイプが出願されてくるのか、明確なところがわからないことから、詳細な栽培方法については現時点では指示しないこととしております。

次はハクサンハタザオです。アブラナ科の植物で原産地は東アジアで、国内に広く分布するような多年草です。一方で、この植物はカドミウム含有土壌の浄化植物等として研究されているということでございます。シロイヌナズナ属ということで、DNAの実験植物などでよく使われている植物で、既にシロイヌナズナの審査基準がございましたので、そういったものを参考に作成しております。

御意見を1ついただいているシロイヌナズナ属の仲間モデル植物として研究分野に利用されているということなので、草花という区分が適切なのかどうか、花卉の色は白と桃で問題ないですかという御意見がございましたが、既にシロイヌナズナ種として作成された基準も草花に整理されておきまして、同じように区分についても草花としておきたいと思っております。

花卉の色については白色が基本ですけれども、文献等では若干淡紅色とか淡紅紫色という情報もございます。桃色を追加しておりますが、他の色については今回のところ確認できておりませんので、引き続きそういう品種等の情報がございましたら、提供していただければと思っております。よろしく願いいたします。

次は、アウエナストリゴサでございます。スペイン等の地域が原産であり、干し草向きで、ダイコンのネグサレセンチュウの抑制効果があると言われております。同属のアウエナサティバ（エンバク）の審査基準、あるいはドイツで用いられている基準等を参考に作成しております。委員の方から事前に2件、御意見をいただいております。

このアウエナストリゴサの審査基準自体については問題はないということでございますが、エンバクの審査基準を将来改正するときに、このストリゴサとのすり合わせ等についても検討していただきたいということです。このアウエナサティバのテストガイドラインはUPOVの基準に準拠したものですので、今後、UPOVにおけるテストガイドラインを検討、改正に応じて両審査基準のすり合わせを検討していきたいと考えているところでございます。

それともう一つの御意見としては、形質の草丈、穂の長さは一番最初の形質の草姿に関連するということで、形質の順番としては草姿の次に持ってきてはどうですかという御意見ですけれども、先ほども申し上げておりますが、この基準はUPOVのテストガイドライン等を参考にして調査形質の順番もそれに合わせているということもございまして、このままとさせていただければと思っております。

農作物の基準については、UPOVのテストガイドラインでは一般に生育のステージの

順番に形質が並べられることになっております。したがって、必ずしも部位の関連性よりも、形質の調査順序に応じた配列になっているところがございます。

次はハウチワノキです。この植物もオーストラリア原産でちょっとなじみがないかと思えます。観賞用で鉢物で用いられています。葉の色に特徴があるということで、夏の葉の表面の色、夏の葉の裏面の色、冬季の葉の表面の色、裏面の色という形質を指定しております。花には花弁がなく目立たないということで、花に関する形質は花柄の色のみとしております。

コダチアサガオでございます。ブラジル、メキシコ等、中南米の原産でございます。用途は鉢物、あるいは花壇であり、類似した植物種類としてアサガオが同じグループとして審査基準が既にありますので、それを参考にして作成されたということでございます。

この基準につきましても御意見をいただいております、葉の形が心臓型の場合、葉身長は葉の先端から葉柄の付け根ではなく、突出した部分までとするのが一般的なのでしょうかという御意見がございました。葉身の長さの形質については、同じような形をしたサトイモでも突出部を含めて測定することを図示しております、それを参考に策定したところでございますが、植物によって葉身の長さの測定部位は必ずしも統一されていませんが、植物ごとに変異の範囲を考慮して定めることとしております。

イワナンテンです。東アジア、マダガスカルと分布範囲が広く、園芸的に広く利用されているようです。観賞用で庭園、鉢物で用いられます。主に春から初夏に開花する花と葉色を観賞する植物で、斑入り葉の品種も多いということでございます。

平成27年度の審議会において、アメリカイワナンテン種のみを対象とした重要な形質を諮問しております、その後、同属の他種の品種、あるいはアメリカイワナンテン種との種間交雑種の品種が出願されております、属全体を対象として形質の追加の見直しを行っております。

次はキビです。原産地はインドと言われたりもしますが詳細はよくわかってないということでございます。用途は食用です。ウルチ種とモチ種がございます。この審査基準につきましてもUPOVテストガイドラインが既にございますことから、準拠しつつ、止め葉の葉しょうの毛、穂のアントシアニンの着色の有無、稈の長さ、穂首の長さ等を追加しております。

それとUPOVの審査基準では黒穂病抵抗性のレース1から6までの6形質がございましたが、日本ではそのレースの特定が困難であり、これらの形質については採用しており

ません。キビにつきましては、一番目の行にあります止め葉のアントシアニンの有無と当初お送りした資料には書かれていましたが、ほかの形質と横並びを見て着色という字句を追加させていただいております。

カクトラノオです。原産地は北米の東部で、日本への導入は大正時代となっております。用途は観賞用で地植えや鉢物で用いたりしております。この属には13種類ほどあるようですが、栽培植物として利用されているのはこの種類ということでございます。茎が4稜ということで、4つの角があるカクトラノオと呼ばれるということでございます。淡い紫色の花が順次開花していくことから、花に関連するような形質を設定しているというところ

です。御意見を1ついただいております、葉縁に鋸歯があるということですが、鋸歯の程度に関する形質がないようですけれどもどうでしょうか、それと花冠の上唇弁と下唇弁の切れ込み程度が異なるものがあるようですが、そういった形質については検討されたか否かという御意見がありました。葉縁の鋸歯の程度につきましては、今回確認した範囲では当初形質の候補として検討しましたが、品種間の差が明確には見られなかったということで取り上げることができませんでした。

また、花冠の上唇弁と下唇弁の切れ込みの程度につきましても、明確な品種間差が確認できなかったことから取り上げておりません。引き続き検討させていただければと思っております。

ピレアデプレッサでございます。原産地はオーストラリアを除く熱帯から亜熱帯ということ。デプレッサ種は西インド諸島に分布しているということ。栽培が容易で地植えやハンギングとして利用されているということです。

観葉植物として利用されており、花はごく小さく、開花生理が不明なことから、花及び果実、種子についての形質は今回は除外させていただいております。確認できた既存品種はピレアデプレッサの名称で流通する在来種のみという状況でございます。

御意見が1つございまして、葉の表面の凹凸や光沢に関する形質の検討はいかがでしょうか、葉の密度はどのように評価するのでしょうかという御意見がございました。国内で入手可能な品種は在来種型とこの出願品種しか確認することができませんでした。両品種ともこの御指摘の形質について変異等は認められなかったということで、評価項目として入れるということについては控えているところです。葉の密度は密度の評価というよりも側枝の密度で判断するというところでございます。

チューベロースです。同じくメキシコ原産の多種から生じたというような説、アンデス山脈とか諸説がありますが、正確には不明ということでございます。用途は切り花とか鉢物、庭園栽培ということでございます。

本種の海外の審査基準としてインドと台湾に認められたということで、本属に類似するリュウゼツラン亜科のギボウシ属等の既存の審査基準を参考に、今回重要な形質について検討したということでございます。

オヘビイチゴでございます。北半球の温帯に分布する種類ということで、花壇、鉢物用として用いられるということでございます。

本種の花形は一重ということですが、出願品種は八重ということで、花形の形質を特に指定しております。園芸種には斑入りのタイプがあるということで、斑の形質も指定しております。

御意見として1つ、小葉の鋸葉の深さや形に関する形質については検討されましたかということですが、これらの形質についても確認しましたが、品種間差が明確ではなく、また、個体間、個体内でのばらつきもあったということで、今回、形質には取り上げておりません。

ハナカンザシです。オーストラリア原産の植物で、切り花、花壇、鉢物で使われております。近縁のヘリクリサム属、ムギワラギク属の審査基準を参考に作成しました。

ハシドイです。ヨーロッパ南東部から中国、朝鮮半島に分布しております。一般名としてはライラックとしてなじみのある植物です。観賞用で主に庭園で用いられるということですが、春から初夏に開花する花序を観賞する植物です。花序は写真でも御覧いただけますが、多数の花を円筒状に密生して一斉に開花し目立つということでございます。UPOVのテストガイドラインが2014年に作成されておりました、それに準拠したものとなっております。

マカロニコムギです。原産地はトルコ、イラク等の山岳地帯ではないかということです。小麦の中で最も硬質でマカロニやスパゲッティなどに使われているところです。この植物についてもUPOVのテストガイドラインが2012年に作成されたものがございまして、それに準拠しております。小麦の審査基準もございますので、それらに稈の長さとか千粒重等の形質を追加しております。

1件、御意見をいただいておりますが、草丈とか稈の長さというのは草姿という形質に関連するものなので、草姿の次の項目に順番として定義してはいかがでしょうかというこ

とでしたが、先ほど申し上げましたとおり、UPOVのテストガイドラインの並び順に準拠しているということで御了解をいただいております。以上、新設のものが15件です。

続きまして、UPOVテストガイドラインの準拠等により新たに改正されるものが4件ございます。

パイナップルです。パイナップルの基準は旧来のものがございまして、右側にその重要な形質が掲げられておりますが、今回、この基準につきましてもUPOVの基準に準拠した形で改正案として示させていただいております。事前に委員から、小果の数として1果当たりの小果数が調査対象として以前用いられていましたが、今回の改正案からは削除されているが問題はないかという御意見をいただいております。

果実が同じ大きさでも小果数は大きく異なることがあるので、重要な形質として取り上げてはいかがでしょうかという御意見でしたが、基本的にUPOVの審査基準の準拠を目的に改正したところもございまして、小果の数についてはUPOVの基準にございませぬので、今回は取り上げておりません。また、過去のこれまでの出願のデータを見ましても、小果の数の形質を区別性に用いていたことはなかったということで取り上げておりませんが、今後そういったところで区別性が重要になってくる状況がございましたら検討し、追加を検討したいと思います。

さらにもう一つの御意見として、植え付ける苗の形態が、UPOV基準では吸芽、冠芽、えい芽、若い植物体となっておりますが、吸芽に特定したほうがいいのではないかという御意見がございました。

UPOVの基準に幅広に書かれているのは、いろいろな国で使われるという状況もあって、幅を持った書き方としており、踏襲することとしております。また、品種によっては吸芽とかえい芽の発生数が違うということもありますので、現時点で特定はしておりませんが、種苗提出の際に、出願品種、対照品種等の比較するものについては、基本的に種苗の形態を揃えた形で指示をしたいと考えております。

測定する形質については、階級だけではなくて階級ごとの測定値の範囲を示した区分、具体的な値を示して欲しいという御意見でしたが、基本的にUPOVの審査基準では具体的な数値は示されないことになっておりまして、相対的に標準品種の発現と比較して階級値で判定するということになっております。標準品種を設定しておりますが、必ずしも十分にこの基準をカバーしていないというところもございまして、順次追加していきたいと考えております。

エゾギクです。エゾギクについては、同じように旧来あった基準をUPOVの基準に準拠して改正したものです。UPOVの基準は日本が原案を作成して、UPOVの作業部会場で検討し、採択されたものでございます。それに準拠した基準となっております。

次に、ペラルゴニウムグランディフロラムです。これは現行の基準から、改正案になって形質数は減少しておりますが、UPOVに完全に準拠したものでございます。御意見が1つございまして、開花期や開花の早晩に関する形質について検討されないでしょうかということですが、UPOVに準拠した改正のため、御意見の形質を今回追加するということとはしておりません。現行の審査基準では形質の36に開花時期というのがありましたが、これまでも区別性に用いられていないこともあって、今後の審査で開花の早晩等明確に品種間の区別可能な事例が発生した場合には追加を検討するというところで、御了解をいただければと思っております。

サルビアです。この基準も日本が原案を作成してUPOVの作業部会に提案し、採択されたというものでございます。1件御意見がございまして、葉の形について、サルビアについても心臓型のものがございます。測定部位は先端部から突出した部分までとするのが一般的なのかということですが、先ほども御説明したとおりUPOVに準拠して説明図を用いているということでございます。

植物によって、葉身の長さの測定部位は必ずしも統一的に用いているわけではございませんので、植物ごとの変異の状況を考慮して定めているところでございます。

続きまして、審査の運用の結果等によって改正するものが5件ございます。

アデニウムです。過去にこの種類については出願がありましたが、登録された品種はなく、今回初めて、重要な形質を改正した上で審査するということとなります。それと八重の品種が出願されていますので、花形について一重、八重というような区分を追加しております。八重品種の花色を的確に評価するため、内側に輪生する花冠裂片の色に関する形質を追加しております。また、八重品種には花冠裂片の数に品種間差が見られたので、花冠裂片の数を追加しております。

この改正案の中で、当初、こちらから送付しました案の中に若干漏れがございまして、真ん中あたりの花冠裂片の数という形質に八重品種に限るという字句の漏れがございましたのでここで追加させていただきたいと思っております。

カリブラコアです。平成19年にUPOVのテストガイドラインに準拠して改正を行っておりますが、その後、UPOVのテストガイドライン自体も全面的な改正があったことで、

それに合わせて、今回、改正するものでございます。花の喉部の主な色、花の喉部の斑紋等、区別性に必要な形質を若干追加しております。

クレマチスです。非常に形質数は多いですけれども、新しい特性を持った品種の出願に対応するという事で、着花の位置、がく片の裏面の色に関する形質、あるいはがく片の三次色に関する形質等を追加しております。特に、がく片の裏面の色というのは花形が上の写真の左側のように、つぼ型になった場合、がく片の裏側の色が特徴があるものがございますので、そういうものに対応したということで追加したものでございます。

稲でございます。新しい特性を持った品種の出願に対応するという事で、高温登熟性の形質、着粒密度の形質を追加しております。着粒密度については、その形質だけで区別される品種の出願があつて、十分に品種間差が認められたということで、収量に関する形質の1つということもあつて、着粒密度の形質の追加をするというところでございます。

今回、稲について3つの御意見をいただいております。1つ目は、他の作物の名前は全てカタカナ書きに変更されていますが、稲はカタカナではなく漢字である理由はあるのですかという御意見です。

昨年の改正時から、生物の和名は既存の文献等でカタカナ書きすることが慣例となっていることもあつて、農林水産植物の区分としての植物名もカタカナ表記ということで変更しております。

種苗法の施行令、政令で農林水産植物である稲のほか、小豆、茶を漢字で用いておりますので、準拠するという事にしました。

2つ目は、高温登熟性と着粒密度が入ってしまつて、高温登熟性については妥当ということですが、穂型に加えて着粒密度を入れる理由は何でしょうかということですが、先ほども申し上げましたとおり着粒密度の形質だけで区別性が認められるような品種が出願されて、そういうことが試作データ、稲の育種マニュアル、過去の知見からも十分な品種間差が認められるということ、多収品種の開発の目標の上で、形質として取り上げておくことは重要ということで、当該形質を追加したいと考えております。

3つ目は、アントシアニンについて関係する表記のところで、アントシアニン着色の強弱とアントシアニンの着色の違いは何でしょうか。状態区分で無の状態があるかどうかで区別されているようにも見えますが、定義にはいずれも強弱が入っており、明確な区別とは思えないことから、状態についても無または極弱でどちらでもよいのですから、強弱は全て削除、あるいは全て入れるかのどちらかにされてはいかがでしょうか。キビ、マカロ

ニコムギも同じような状況だという御指摘でございます。

審査基準の作成について、形質名について統一的に使用したいということもありまして、アントシアニンの着色に関する形質の場合では、御指摘のとおり状態区分が無または極弱とか、状態区分の中に無を含むような場合についてはアントシアニンの着色で止めて、状態区分が極弱、弱から強というような場合については、アントシアニン着色の強弱まで記載しております。

さらに、状態区分が有無だけの場合につきましては、アントシアニン着色の有無として形質名でできるだけ統一的に使いたいということで、状態区分の状況によって形質名の一定の整理をさせていただきたいというところでございます。

最後にソルガムです。この植物につきましてもUPOVのテストガイドラインに既に準拠して一度改正を行いましたが、テストガイドラインが一部改正されたため、今回、改正するものです。加えて、分けつ数、葉の中肋の色、葉の中肋の変色の範囲、自家捻性、日長感応性等を追加しております。

この基準についても御意見をいただいております。穂の分枝の長さという形質がございしますが、測定場所がわかりにくいので、図示していただけないか、穂の粗密、穂の最大幅の位置で、スーダングラスやハウキモロコシのようなものが分類できるでしょうかという御意見です。また、標準品種を入手可能なものにして欲しい、今後、登録品種の特性調査を進めて標準品種に加えるなどの対応をして欲しいという御意見です。

穂の分枝の長さの図示ですが、UPOVテストガイドラインには図がないという状況で、そのまま提案させていただいておりますけれども、穂の形状が多様で、図示するのがなかなか難しいところですが、関係者、専門家の方々に意見を聞きつつ追加可能か今後検討していきたいと考えています。

穂の粗密につきましては、現行基準と変更はありませんので、評価は可能でございます。また、穂の最大幅の位置につきましては、現行の穂の形と参考図が同じものですので、スーダングラスとかハウキモロコシも読み替えは可能でございます。

標準品種ですけれども、基準の改定にあわせて来年度標準品種の設定も含めた栽培試験を進めていきたいと考えており、その中で入手可能な品種への変更についても検討していきます。

もう一つ御意見がございまして、日長感応性ですが、状態区分として無または有という状況で、調査方法は測定ではなくて観察が適当ではないでしょうかという御意見です。状

態区分は有無ですが、調査方法は、播種期を変えて、個体ごとの出穂日等を記録するということとなりますので、測定のまま維持したいと考えております。

以上、24種類の重要なケースについて御説明しました。最後に、区分名を改正するものとして、先ほども申し上げましたとおり、原則、カタカナ表記するため、このトドマツもカタカナで表記しておりますが、稲、小豆など、漢字のままのものもあります。

旧名併記を削除するという一方で、真ん中のアスターについては、現行ではカッコ内に（旧しおん）という表記を残しておりますが、アスター（ミヤマヨメナを除く）という表記に変更したいということでございます。

その他の見直しとして、ケールですけれども、ケールとハボタンは現状で学名が同じということで、混乱を避けるためにケールの審査基準の中にハボタンを除くという追記をすることでございます。

セロリーとカルドベキアは、参考にしています小学館の園芸植物大辞典等の表記に合わせてセルリー、ルドベキアの表記に変えております。小豆については、本来、漢字で使うべきところをカタカナで使っておりましたので、漢字に戻したいということでございます。

以上、重要な形質についての御説明ですが、今回の変更にあたりまして、パブリックコメントを11月10日から12月10日までの期間で行いました。重要な形質の新設等に関する意見や今回の改正に全く関係ない意見もございましたが、そのうち5件について御紹介します。

1件目として、植物名のひらがなからカタカナへの表記について変える必要があるのかという御意見ですけれども、先ほど御説明しましたとおり、昨年度から各種図鑑とか生物関連の学会等の慣例として生物名の和名についてはカタカナで表記することになっており、それに合わせて変更するというところでございます。

2件目として、パイナップルの重要な形質が増えているのはなぜかという御質問ですが、これについてはUPOVテストガイドラインに準拠することより、既存の国内基準に比べて形質が増えたということでございます。

3件目として、我が国の審査基準について海外との審査協力を促進するため、UPOVテストガイドラインに準拠して国際標準化を進めていく必要はないという御意見がございました。これについては、国内の育成者が海外へ出願したり、海外から国内へ出願するというのを容易にするため、国際的なUPOVテストガイドラインに準拠する見直しを進

めることにより、国内外の育成者による優良な品種の種子の利用が進められると考えられます。

4件目として、先ほどの御意見と若干似ていますが、種苗の国際化は必要がなく、日本固有種の保存が最重要と考えますという内容でした。品種登録制度につきましては、固有種の保存を目的としたものではございませんが、それら固有種の有用な形質も取り込んで新しい品種の育成を振興することもありますので、固有種の有用な特性を維持し、占有することは可能ということになります。実際に各地で在来種に由来する新しい品種が作出され、現在、利用されています。

最後に5件目として、改正告示案に賛成するという御意見でございます。本案については賛成意見として承りました。

この他に20件程度意見がありましたが、いずれも主要農作物種子法を廃止することに反対するという内容でしたので、今回の重要な形質の新設・改正と直接関係しないと判断しましたので、ここでは取り上げておりません。

以上でございます。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明を踏まえまして諮問事項につきまして御審議をお願いしたいと思います。

今回は、食用作物、飼料作物、果樹、草花、観賞樹について諮問案が示されておりますので、最初にこれらを御専門とされている委員の先生からコメントをいただきたいと思っております。

まず最初に、食用作物につきまして、山岸委員からコメントをお願いいたします。

○山岸委員 このたびは、食用作物に数件御質問したのですが、今、御丁寧に説明していただきまして、特に問題は感じておりません。何度も御説明いただいたのですが、なぜ稲と小豆が漢字かというのがちょっとあるので、今後の検討課題として心に止めておいていただきたいなと思っております。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

続きまして、飼料作物につきまして、清水委員からコメントをお願いいたします。

○清水委員 飼料作物はアベナストリゴサとソルガムについて検討いたしました。審査基準についての疑問点は事前に質問して、先ほどの説明で回答いただいておりますので解決しております。案のとおりで問題ありません。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

この飼料作物につきましては、河野委員からも御質問をいただいておりますが、草花、観賞樹につきましてもいただいておりますので、最後にまとめてコメントをいただきたいと思えます。

では、続きまして、果樹につきまして中村委員からコメントをお願いいたします。

○中村委員 今回、果樹はパイナップルだけだったのですけれども、質問を3点ほどして、先ほど御丁寧な回答をいただきました。ただ、標準品種が1つだけ、項目によっては2つあるのもありますが、この階級値が一体どこになるのかなというのに標準品種が数値で示されないのなら、標準品種がないとちょっと厳しいので、ぜひ、そのところの充実を今後図っていただければと思います。以上です。

○茶園分科会長 続きまして、草花、観賞樹につきまして神田委員からコメントをお願いいたします。

○神田委員 観賞樹及び草花関係の新設、改正はあわせて18種ありました。事前に資料を見せていただきまして、3種について私は質問いたしました。先ほど非常に適切な回答をいただきましたので、重要な形質等については問題はございません。

○茶園分科会長 続きまして、柳下専門委員からコメントをお願いいたします。

○柳下専門委員 私も事前に送付していただいた資料で疑問点を質問させていただいております。質問に対しては丁寧で詳細な回答をいただいておりますので、本日は改めてお伺いすることはございません。

○茶園分科会長 続きまして、河野委員から飼料作物も含めましてコメントをお願いいたします。

○河野専門委員 専門外のところから質問させていただきましたが、非常に丁寧な回答をいただきましてありがとうございます。実際に、私どもも今、特性表の作成を担当しております現場の者から、葉身の長さの測定法など質問が多く、いつも悩ましいところがございます。今回のご回答は非常に参考になりました。ありがとうございます。特にほかに問題点はございません。

○茶園分科会長 それでは、他の委員の先生方も含めまして、何かございましたらご自由に御発言をお願いいたします。

では、日影委員。

○日影委員 アントシアニンという言葉有形質として使う場合には、赤紫色に着色してい

るものをアントシアニンというような表現にしているのでしょうか。それとも物質の総称みたいなことでアントシアニンという表現にしているのでしょうか。教えてください。

○沼口総括審査官 基本的に物質の特定まではできていなくて、赤紫色の状態が見られたものについてアントシアニン着色ということで対応しています。

○日影委員 ありがとうございます。

○茶園分科会長 ほかの委員の先生方はいかがでしょうか。

では、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 マカロニコムギの新設の区分ですけれども、これで対立遺伝子座の発現がと入っているんですけれども、この遺伝子発現というのはUPOVではこれからこういうものをより強く取り上げるとかそういう方向性とかというのは何かあるのでしょうか。ほかのもので、遺伝子発現が入っているものというのは結構あるんですか。

○沼口総括審査官 最近、UPOVにおいては基本的には表現形質で形質は評価することになっていますが、表現形質と密接にリンクしたようなDNA型が既に確定して明瞭になっているようなもの、例えば雄性不稔だとか、あとは特定の病害の抵抗性だとかそういった形質については基本的には表現形質で見えるのですけれども、あわせて表現形質以外にDNA形質も使っているというような審査基準が最近少し出始めてきております。

それとDNAの実際の審査の場面での利用ということで、日本ではまだそういうことは行っていませんけれども、トウモロコシみたいな既存の品種数が多いものとかについて、対照品種を選ぶツールとしてDNAの情報を使われたりすると聞いております。以上でございます。

○茶園分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今、御発言いただきました皆様の意見を踏まえまして、農林水産大臣に当審議会の意見を答申したいと思えます。

この重要な形質の改正案につきまして、改めて委員の御意見を確認させていただきます。

特に、この修正等の意見はございませんでしたので、事務局の案のとおりというようにさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

また、誤字等がございました場合の修正につきましては告示を改正する際に反映させていただくということで、この点につきましては事務局に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○茶園分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、諮問に対する答申案を事務局より配付させていただきます。

(答申案配付)

○茶園分科会長 それでは、読み上げさせていただきます。

平成29年11月9日付け29食産第3200号をもって諮問のあった標記の件については、審議の結果、妥当であると認める。

これで皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○茶園分科会長 どうもありがとうございます。

御異論がないようですので、そのように進めさせていただきます。

では、続きまして、資料4につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○筒浦課長補佐 それでは、資料4についてご説明いたします。

2ページ目です。農業者の自家増殖の制限についてでございます。このことは去年、御説明したとおりです。自家増殖については育成者権が及ばないとしているところですが、施行規則に定める植物は育成者権が及ぶとされているところでございます。

下の図のとおり、主要先進国における自家増殖の扱いについては、我が国とは逆でございまして、EU等は自家増殖を認めてない、ただし一部の例外がございまして、

3ページでございます。自家増殖の見直しに関する検討についてでございます。平成25年に「植物新品種の保護・活用に関する懇談会」の報告がございまして、その懇談会の中において、自家増殖に関する問題について、育成者権の効力を及ぼす植物の種類を増やすべき、品種保護の強化は必要だが植物の種類ごとに慎重な検討が必要等々の意見を踏まえまして、植物の種類ごとの実態を十分に勘案した上で、自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物の範囲拡大について検討することが必要であるとされたところでございます。

それを受けまして、平成27年度に自家増殖に関する検討会を開催いたしまして、基準を策定したところでございます。

3つ目の自家増殖に育成者権が及ぶ植物の範囲の拡大で記載したとおり、範囲の拡大の改正をして、平成28年度には209種類を追加したところでございます。

4ページです。自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物の範囲の基準でございますが、この図の基準に基づいて選定したところでございます。

5 ページでございます。現行は289種類で、詳細は表のとおりです。

6 ページでございます。現行は、野菜では26、果樹では9、草花では145、観賞樹では84、キノコでは25で計289となっています。今後、野菜5、草花類41、観賞樹14、キノコ8の計68を追加する予定です。追加した後は、計357種類になる予定でございます。予定植物は下の段に記載しています。

7 ページでございます。参考として、UPOV91年条約第15条、種苗法21条、種苗法施行令第5条及び種苗法施行規則第16条を記載しております。

資料の中でミスプリがございまして2つ訂正をお願いします。1つ目は2ページです。種苗法の枠の中のカーネーションはナデシコの間違い、種類数は82種類と記載してありますが、現時点で289種類でございます。

2つ目は最後のページです。種苗法施行規則第16条の条文の後ろの括弧書きしたカーネーション等82種類と記載しておりますが、これも、ナデシコ等289種類ですので、訂正をお願いいたします。

私からは以上です。

○茶園分科会長 ただいまの説明に対しまして、御質問、あるいは御意見等がございましたらお願いいたします。

何かございますでしょうか。

○沼口総括審査官 すみません、先ほど中山委員からいただいた質問、正確にお答えしたい点がございます。よろしいでしょうか。

○茶園分科会長 お願いいたします。

○沼口総括審査官 マカロニコムギについて、対立遺伝子の発現という形質が2つあるということですが、これは電気泳動法を用いてグルテニン組成について調査するというところで、遺伝子によって発現したたんぱく質を電気泳動で確認するという方法ですので、表現型を調査しているということでございます。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか、先ほどの資料4につきまして御意見、御質問等はございますでしょうか。

では、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 自家増殖につきまして、やはり日本としては攻めの農政ということで、やはり国際的な案件として世界的な流れと日本の国内法の流れが相反するようになってしまっ

ているという現状は、いずれどちらかに統一しないと海外に打って出られない、海外のものが攻め込んできたときに守れないということになると思うので、近々のうちに真剣に検討していただけないかと思っております。

○茶園分科会長 何か。

○中山室長 どうもありがとうございます。UPOVの定めと逆になっている状態がございますので、品種登録制度全体含めて、改めるべきものは攻めの農政にきちんと合うように変えていきたいと考えております。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

金澤委員。

○金澤専門委員 今回の質問の続きですけれども、私たちは個人育種家、特に果樹の人たちは開発するに当たって、やはり20年とか30年かかるもの多くて、高接ぎで増殖をしても、世に出せない品種がたくさんあります。そういった意味も踏まえて、それから海外の優秀なものを国内、特に果樹に関して入れた場合、やはりそのところが障害になって、農家さんで自己増殖というか増やされてしまうということで、なかなかその分野のところが開けてないです。だからここをやはり海外と今言われたように、同じようなことでいろいろ農家さんには問題があるでしょうけれども、一つやはりそういうのを早くやることによって、新しい商品がどんどんマーケットのほうに出てくる可能性が高いと思います。

一番主になっているリンゴだとか、栽培面積が多いナシとか主になっているものがここに入っていないです。この辺をどうやっつけていくのか、これから、そこをお願いしたい。

○中山室長 果樹については、海外流出も問題になっておりますので、そこはきちんと押さえたいような仕組みを考えないといけないのではないかと考えています。

○茶園分科会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

福田委員。

○福田専門委員 特に異論があるということではないですが、先ほどキノコ、ここに載っている以外に全部で8種類ありました。新たにというお話だったのですけれども、ここにあるもの以外、具体的に何かおわかりですか。

今、5種類あるのですが、あと3つが何かわかりましたら。

○沼口総括審査官 キノコについては、これ以外の具体的な種類名を明確にするというこ

とですか。

○福田専門委員 追加されたもので今品種登録されているものが全てならば別にいいですけども。あとプラス3つが何かと気になったものですから。今、わからなければ構いません。

○茶園分科会長 これは追加予定が8つと記載されてあって、その下のほうに5つの例がされているので、あと3つが何かという質問ですか。

○福田専門委員 8つとお伺いしたので、あと3つは何かと気になっただけです。

○筒浦課長補佐 残りの3つは、はたけしめじ、まいたけ、やまぶしたけでございます。

○茶園分科会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これにて審議は終了にさせていただきたいと思います。

では、事務局のほうに司会をお返しいたします。

○中山室長 それでは、長時間にわたりまして熱心な御討議をしていただきまして、どうもありがとうございました。

いただきました御意見等を踏まえて、告示改正の作業を進めてまいりたいと存じます。今後とも種苗行政の円滑な推進に向けまして御協力、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後 3時32分閉会